

## 準契約法上の救済について(2)

—S. J. Stoljarの所説を中心として—

土 田 哲 也

1. 序
2. 準契約の意義と分類
3. 準契約的法律関係の理論的基礎  
(以上40巻3・4号)

### 4. 準契約法上の救済の事例とその理論的基礎

以下取り上げる諸事例の分類とその理論的体系化については、Stoljarの叙述に従ってのべ、他の諸説とは必要に応じて対比することにする。

#### I 契約関係が全く存在しない場合

この項目に属する準契約の問題として以下の五つの場合がある。

##### (1) 錯誤による金銭の支払

###### (i) 問題の意義

錯誤によって金銭を支払った者は、準契約上の救済を受ける。すなわち、本来契約・慣習法・制定法によって負担すべき金銭債務を、それが存在しないにもかかわらずあると誤信して支払う場合は、支払った金銭を回復できる。例えば、支払う相手方について錯誤があったり、金額について錯誤（払い過ぎ、二度払い）<sup>(1)</sup>があったり、債務に関する条件や偶発的な出来事についての錯誤<sup>(2)</sup>があったりする場合である。<sup>(3)</sup>

- (1) 一般によく引用される場合であるが、実例は極めて稀であり、該当する事例と考えられるのは、*Bize v. Dickason*(1786)1 T. K. 285であるといわれている。See, Stoljar, *The Law of Quasi-Contract*, p. 21, note(7).
- (2) *Lucas v. Worswick*(1833)1M. & R. 293; *Shire of Rutherglen v. Kelly*(1878) 4 V. L. R. 119; *Weld-Blundell v. Synott*(1940)2 K. B. 107; *Morgan v. Ashcroft*(1938) 1K. B. 49. などがその例であるといわれている。Cited by Stoljar, *op. cit.*, p. 21, note(8).
- (3) 例えば、*Kelly v. Solari*(1841)9M. & W. 54がある。この事件は、錯誤による支払について回復を認めたリーディングケースなので、内容を簡単にのべておく。被告の夫

これらの場合、支払った金銭の回復が認められるためには次のことが必要である。支払者が、金銭についての権原を相手方に付与させるような特定の事実がないの<sup>(4)</sup>にあると錯誤して支払い、且つ、もしその事実が存在しないことを知っていたら支払わなかったであろうとみなされる事情の下で、支払った<sup>(5)</sup>ということである。

錯誤によって支払った金銭の回復請求権の根拠を、契約関係に求めすることはできない。そこで従来は、法が不当利得を防止する目的をもって原告と被告と

と、原告が取締役である保険会社とが、生命保険契約を締結したが、彼(夫)は最後の保険料を支払わなかったので保険契約が失効していた。彼の死後、妻(被告)が保険金の支払請求をして保険会社は支払った。その際、保険会社は契約が失効していることを忘れていた(失効したことが記録されていなかったため)。後にそのことを知って、保険会社が保険金の返還請求をしたのがこの事件である。裁判所は、「事実の錯誤によって支払われ、且つ、事実を知っていたら支払わなかったであろうとみなされる場合は、支払われた金銭を保有することは良心に反することである」(per Rolfe, B.)として、返還請求を認めた。なお忘失していても錯誤にあたるかという疑問についても、錯誤にあたるとした。See, Stoljar, op. cit., p. 22; Cheshire & Fifoot, *The Law of Contract*, 6th ed., pp. 559, 555. また, Norwich Union Fire Insurance Co. Ltd. v. Price (1934) A. C. 445 では、海上保険をかけられたレモンが、海上の危険によって損害を受けたものと信じて、原告保険会社が保険金を支払った。しかし事実は、海上での損害のためでなく、目的地に着くまでに熟しすぎて価格が低下することをおそれて、航海途中で売却されたために積荷が届かなかったのである。裁判所はこの場合も、事実の錯誤による支払だとして返還請求を認めた。See also Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556. なお保険契約に関するもの以外の事件は少ないようであるが、Anglo-Scottish Beet Sugar Corp. Ltd. v. Spalding (1937) 2 K. B. 607 では、ある会社の本社が各工場を使う水の受給契約を締結したが、一支社の支配人が事務引継ぎの不手際で、事情(大量使用による低率料金の支払のことと思われる)を知らずに8年間も高い料金を支払っていた。そこで超過払いした金額の返還請求をして認められた。そのほかの事例については、See, Stoljar, op. cit., p. 23.

- (4) この意味は、債務の不存在についての錯誤でなければならないということである。See, Stoljar, op. cit., pp. 23—24. 一般には、「事実の錯誤 (mistake of fact) がなければならぬ」という表現がされる。See, Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 555. 事実の錯誤とは、「事実の存在または権利の存在に関する誤認もしくは不知」をいう。See, Jowitt, E., *The Dictionary of English Law*, p. 1181.
- (5) Per Parke, B., in *Kelly v. Solary*, cited by Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 555. なお上述注(3)も参照。金銭が錯誤によって支払われた場合、最初に救済が認められた事件(尤も内容はふれていないが)、及び、訴訟方式として債務負担支払引受訴訟が適用されるようになった歴史的考察については、小林規威、「英国準契約法」133頁—136頁参照。

の間に擬制する特殊な関係(準契約)に基づくものとされたり、「自然的正義」或は「衡平と良心」の観点から金銭を返還する義務を被告が負っているという事実に基づくものとされてきた。<sup>(6)</sup>これに対してStoljarは、所有権が被告に移転していないが故に返還請求できるという、いわゆる *proprietary theory* を根拠にしようとしている。つまり物権的秩序の維持という観点から金銭取得の「不当性」の具体的基準を説明しようとしており、この点に彼の主張の意義を認めることができる。こうした発想法は、ドイツにおけるWilburgやCaemmererの主張するところと通ずるところがあるように思われる。<sup>(7)</sup>なお彼は、*proprietary theory* による説明は、契約関係が全くない場合(錯誤の場合のほか順次のべる四つの場合を含む)に妥当する、否むしろこれによってのみ説明できるとしている。従って理論的基礎については、他の場合には繰り返さないことにする。また契約関係が全くない場合の救済の訴訟方式は *money had and received* か *money paid* (支払主張) であるとしている。この点は後にふれることにする。

錯誤の場合に問題を戻そう。錯誤によって支払った金銭だとして回復請求をする場合、問題は、錯誤の存否ということよりも、むしろ回復請求を認めるための条件や、反対に請求を拒否できる被告の抗弁の内容であったようである。<sup>(8)</sup>そこで被告の抗弁に焦点を合わせて事例を追ってみる。考察すべき抗弁には、①任意の支払であるとの抗弁、②change of positionの抗弁、③法律の錯誤による支払であるとの抗弁の三つがある。

#### (四) 金銭受領者たる被告の抗弁

① 任意の支払であるとの抗弁について——判例が被告に認めたこの抗弁は、次の三つの内容を含んでいる。

(6) 小林、前掲書、134頁、227頁参照。

(7) この点については、Wilburgの論文を紹介した、拙稿、「債務法における調整請求権の構成について」(香川大学経済論叢38巻6号)を参照されたし。Stoljarの論述に興味を覚えたのは、異質のイギリス法について類似した主張をしているからであり、そのことが本稿を草する動機となった。

(8) See, Stoljar, *op. cit.*, p.24.

第一は、原告が“honest debt”の弁済として金銭を支払ったために回復請求が認められない場合である。“honest debt”の支払とは、法律上Dが強行しえない（unenforceable）金銭債務であるのに、Pがそのことを知らずに債務の弁済として支払うことをいう。たとえば、支払を受けるのに必要な要式を欠いてDが請求しているのに（法律上請求しえないのに）そのことを知らずに支払う場合<sup>(11)</sup>や、法律によって禁止された違法な取引であることを知らずに支払う場合<sup>(12)</sup>や、出訴期限法に抵触して請求しえない金銭債務或は、未成年者の契約によって生じた金銭債務の弁済として支払う場合などである。回復しえない理由は次のようにいわれている。「Pが一旦支払えば、衡平法上の訴訟と考えられるこの許訟で回復すべきではない」<sup>(14)</sup>「法が支払を強制したのではなく、衡平と良心において支払うべき金銭を、実際に支払った者は回復できない」<sup>(15)</sup>「Dの不当な行為なしに任意に金銭を支払う者は、コモンローにおいても衡平法においても回復できない」<sup>(16)</sup>と。つまり支払者は善意であるが、回復請求できない非債弁済（ないしは本来

(9) 以後P, Dの略語は、Stoljarの前提に従う。すなわちPは、典型的な場合に、金銭の「所有者(proprietor)」であると同時にその支払者であって、回復請求をする原告となる者であり、Dは、その金銭の「不法留置者(detainer)」で、Pの訴訟の被告となる者を指す。See, Stoljar, op. cit., p.5, note(14).

(10) See, Stoljar, op. cit., p.24.

(11) Farmer v. Arundel (1772) 2W. Bl. 824 (cited by Stoljar, op. cit., p. 25, note (26)) では、P教区が貧困者の扶養手当約8ポンドをD教区に支払った（求償関係にあったものか？）。確かに制定法上の支払義務はP教区にあったが、受給した当該貧困者は、支払を受けるに必要な証明書を交付されていなかったので請求できない筈であった。そこでP教区は、純粋に技術的な過誤に基づく錯誤による支払だとして回復請求したが棄却された。

(12) Munt v. Stokes (1792) 4T. R. 561 (cited by Stoljar, op. cit., p. 25, note(27)) では、Pが船荷冒険貸借としてDから金を借りて返済したが、それは制定法によって禁止されたものであった（Dの不法原因給付のようなものか？）。Pが後に気付いて回復請求をしたが棄却された。

(13) Farmer v. Arundel, supra at 825; Bize v. Dickason (1786) 1T. R. 285, 286—287.

(14) Per De Grey C. J., in Farmer v. Arundel, supra at 826, cited by Stoljar, op. cit., p. 25.

(15) Per Lord Mansfield, in Bize v. Dickason, supra at 285, 286, cited by Stoljar, op. cit., p. 25.

(16) Per Lord Kenyon, in Munt v. Stokes, supra at 561, 564, cited by Stoljar, op. cit., p. 25.

の非債弁済ではないもの)として扱っているようである。

この趣旨は、Pに支払うべき債務はあるがその支払方法に過誤がある場合についても適用されることになった。すなわち、単なる金銭債務の弁済とみなしうる場合や、<sup>(17)</sup> 充当項目に過誤はあるが受領権限のある者への支払であった場合や、<sup>(18)</sup> 同姓の他の債権者に支払った場合や、<sup>(19)</sup> 指図された額より多く支払ったがその金額が債務総額の範囲内であった場合に、<sup>(20)</sup> いずれも回復請求が認められなかったのである。

第二は、Pが当面の争いを終らせるためDと争の協定(compromise)をし、その履行として支払ったが実は<sup>(21)</sup> 錯誤がある場合である。裁判所はこの場合、条件づきではあるが、争の協定を有効とみなしてPの回復請求を拒否した。つまりPは争の協定自体の不成立を前提として準契約上の救済を求めることはできなかった。その上裁判所は、争の協定は、錯誤(があるとしても)の危険を相互に引

(17) Pratt v. Bromage(1854) 24 L. J. Ex. 63 では、Pが金銭借入れを確保するため、将来取得しうる財産をDに譲渡する約束をした。後にPが農場を取得し、それをDがPの同意のもとに占有した。DはPの窮状を救うため、農場の農具と作物を売却した。D、Pとも将来取得する財産の譲渡は無効である(契約が有効ならDの財産となるが無効であるからPの財産であることになる)ことを知らなかった。しかしPはDが受領した売買代金を回復できなかった。裁判所は、農場の譲渡契約の効果(所有権の所在)を直接問題にせず、消費貸借について単に債務者が債権者に弁済として支払った場合であるとした。 See, Stoljar, op. cit., pp. 25—26.

(18) Jackson v. Mcknight(1879)17 Hun. (N. Y. Sup. Ct) 2 では、Pが満期経過した(overdue) 譲渡抵当の利息としてDに金銭を支払ったがそれはすでに支払われていた。しかしPは依然として多額の主債務額は未済であったという事件である。 See, Stoljar op. cit., p. 26; Keener, A Treatise on the Law of Quasi-Contracts (1926) pp. 52—58.

(19) Pensacola etc. Ry. Co. v. Braxton(1894)34 Fla. 471; 16 So. 317では、PがDに25ドルの債務を負っていたが、同姓のD'に支払う積りの22ドルの小切手を誤まってDに手渡したものである。 See, Stoljar, op. cit., p. 26.

(20) Barclay & Co. v. Malcolm & Co. (1925) 41 T. L. R. 518 では、Xの指図によってPがDに金銭を支払ったが、その額が指図額より多かったものである。 See, Stoljar, op. cit., p. 26, note(32).

(21) Brisbane v. Dacres (1813) 5 Taunt. 143, 152では、Pが争の協定の際慣習上支払うべき金銭としてDに支払ったが、その当時その慣習は廃止されていた。Pはそれを知らずに支払ったが、裁判所は、DがPに権利として支払を請求し、Pがその請求の基礎となる事実を十分知った上で任意に支払えば回復請求できないとした。 See, Stoljar, op. cit., pp. 26—27.

受けることも含んでいるとみなしたようである。従って支払者が救済されるのは、明白な不注意<sup>(22)</sup>によって、或いは不真実の事実に基づいて争の協定をした場合<sup>(23)</sup>であった。

第三は、Pが、債務の不存在に関する錯誤ではなく、それと無関係な事実に関する錯誤によって金銭を支払う場合である。例えば他人の債務の弁済にあたるような場合<sup>(24)</sup>である。つまり債務の不存在に関する錯誤がなければ、何らかの錯誤によって支払っても「任意の支払」であるとして回復請求を認めなかった。尤もその後は、「任意の支払」であっても、裁判所が重大な性質の錯誤に基づく支払であると認めれば、回復請求が認められるようになったといわれている<sup>(25)</sup>。

ところで支払者の錯誤を論ずる際、Pが不注意によって錯誤を生じた場合はどう扱われたであろうか。初めは、Pが知る手段を有するか、或いは、一旦真実の事実を知っていて後にそれを忘れてしまった場合は、錯誤の主張ができないとされた<sup>(26)</sup>。しかし Kelly v. Solari 事件以来、Pに不注意があっても、錯誤によって支払った金銭は回復しうることとなった。尤も無条件に回復が認められるので

(22) 例えば、ある物を譲ろうとして他の物を譲る場合である。Hickman v. Berens (1895) 2 Ch. 638, cited by Stoljar, op. cit., p. 27.

(23) 例えば、証人が妊娠していず子供もないのにPが胎児の父親であると証言したことに基づいて争の協定がなされる場合である。Rheel v. Hicks (1862) 25 N. Y. 289, cited by Stoljar, op. cit., p. 27.

(24) 例えば、Aiken v. Short (1856) 1 H. & N. 210; Harris v. Lloyd (1839) 5 M. & W. 432, 436 (cited by Stoljar, op. cit., pp. 27—28)がある。いずれもPが、Xの債務額や差押解除に必要な額を、Xの債権者Dに支払ったが、その後Xが遺贈の取消や破産によって財産がなくなり、そこでPがDに支払った金銭の回復を請求したものである。しかしいずれも棄却された。その理由は、救済されるのは、「もし真実であつたら必ず支払責任を生じさせる事実が、存在しないのにあると誤信して支払う場合であつて、当該事件では、単に支払うことを望ましいものにさせるだけであるから」といわれている。Per Bramwell, B. in Aiken v. Short, cited by Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 560.

(25) それは、Morgan v. Ashcroft (1938) 1 K. B. 49や、Larner v. London County Council (1949) 2 K. B. 683; (1949) 1 All E. R. 964. を通じてであるといわれている。See, Cheshire & Fifoot, op. cit., pp. 560—561; Cases on the Law of Contract, 4th ed., p. 466.

(26) Kelly v. Solari (1841) 9 M. & w. 57—58, 前記注(3)も参照。

はなく、Pが事実の真偽を全然吟味しないで支払えば、回復することはできないとされている。<sup>(27)</sup>なおStoljarは、問題は、支払者の過失ないし過誤を論ずることではなく、Pが真実の意図もしくは同意なしに支払ったかどうかであり、権原の有無<sup>(28)</sup>であるとしている。

②change of positionの抗弁について——この抗弁は、Pが錯誤によって金銭を支払ったが、そのことを知らずに受領したDが、それを費消<sup>(29)</sup>してしまった場合、返還することができないと拒むことを認める抗弁である。この抗弁が認められるための要件は次の三つ<sup>(30)</sup>である。

第一は、Dは単なる金銭の受領者でなければならないということである。従って債権者のように振舞って、或いは、明白な受領権限を有する者として支払を強いる者は、この抗弁を主張できない。

この要件についての問題は、PがCの代理人Dに支払った場合に生じた。例えばPが誤ってDに金銭を支払った場合、初めPはDに対し回復請求できないとされた。そしてPは本人たるCに対して請求しなければならないとされた。しかし後に、Dがこの抗弁を主張するためには単に代理人であるからという理由だけでは不十分であるとされた。すなわち、Dが受領した金銭を実際にCに支払っているか、所持しているもCD間に協定(所持することについてか?)があって、返還するとすれば重大な変更ないしは権利侵害を伴う状態にあるかでなければ、この抗弁を主張できないとされた。またPの請求を知って後に本人に支払ったり、本人が不明の場合代理人が自己の名で(本人として)受領したり、受託者として受領したり、執行官として行為したりする場合も、この抗弁を主張できないとされた。要するに、Dが単なるPとCとの導管(conduit-

(27) Per Parke, B. *ibid.* at 59. See Stoljar. *op. cit.*, p. 29; Cheshire & Fifoot, *The Law of Contract*, pp. 559—560. See also R. E. Jones, Ltd. v. Waring & Gillow, Ltd. (1925) 2 K. B. 612; (1926) A. C. 670, cited by Stoljar, *op. cit.*, pp. 29—30.

(28) Stoljar, *op. cit.*, p. 30.

(29) Stoljar, *op. cit.*, p. 8. わが国の、善意利得者の費消によって返還額(現存利得)がゼロになる場合にあたると思われる。

(30) Stoljar, *op. cit.*, pp. 37—38.

pipe)として受領した場合にしか主張できなかつた<sup>(31)</sup>。しかし代理人は、善意で受領費消したことの故ではなく、上述の条件には服さなければならないとしても、むしろ代理人であるが故にこの抗弁を主張しようということになる。このため次のような問題が生じた。

事件は十分の一税(tithes)の支払いについてであるが、Pが支払い必要がないにもかかわらず錯誤によってDに支払った場合、Dが真正な納税義務者から取立てる時期を逸しても<sup>(32)</sup>、またDが費消してしまっても<sup>(33)</sup>、Dはこの抗弁を主張できず金銭を返還しなければならないとされた。その理由は、PD間には、Pの責任を生じさせる特別な相互関係(special mutual relation)がないからである<sup>(34)</sup>、DはPの債権者の代理人ではないからである<sup>(35)</sup>というものであった。これに対しStoljarは、金銭の受領者が善意で受領費消したかどうかを問題とすべきであって、代理関係だけを問題にするのは誤解のもとであると批判している。

第二の要件は、Dが善意の受領者でなければならないということである。このことについての問題の一つは禁反言の法理を適用することとの関係であった。

例えば、Pが誤って本来支給すべき金額以上の額を記入した計算書をDに交付してDがそれで支払いを受けて処分したり<sup>(36)</sup>、準拠規則の解釈を誤って計算を間違ひ過剰の復員賜金をDに交付してDがそれを費消した場合、禁反言の法理によって、Pはこれらの超過金額の回復ができないとされた。その理由は、Dが一定金額を受領しようと知らされたので、それを所有しようと信じて彼の

(31) Stoljar, op. cit., pp. 31—32の説明及び引用の判例参照。

(32) Durrant v. Ecclesiastical Commissioners(1880) 6 Q. B. D. 234, 236, cited by Stoljar, op. cit., p. 34.

(33) Baylis v. Bishop of London (1913) 1 Ch. 127では、D(僧正)は、受領した金銭を寺領(benefice)の宗教上の必要費に支出していたが、返還すべきだとされた。See, Stoljar, op. cit., p. 34; Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 559.

(34) (32)の事件についての理由である。

(35) (33)の事件についての理由である。

(36) Skyring v. Greenwood(1825) 4 B. & C. 281, cited by Stoljar, op. cit., p. 37.

(37) Holt v. Markham (1923) 1 K. B. 504. cited by Stoljar, op. cit., p. 37; Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556.



代理人に振出すことを認められた後に返還させられるのは権利侵害となるからである<sup>(38)</sup>とか、PはDに一定金額を受領する権限があると表示して支払い、しかもDは、Pが誤りを修正しうる十分な時間が経ってから費消したからである<sup>(39)</sup>というものであった。禁反言の法理を適用することについてStoljarは、次のように批判している。これらの場合には、不実表示 (misrepresentation) の効果を類推適用するのがよいし、また禁反言の法理は、支払者が特別な注意義務を負担する者であることを前提とするが、準契約の場合はそのように限定することはない。Dが返還しなくてもよいのは、Pに注意義務違反があるからではなく、Dが善意で受領費消して返還しうる金銭がないが故に免責されるからであると考ればよいとしている。

この要件についてのもう一つの問題は、Pが営利会社たるDに支払った場合である。受領した金銭を費消する場合、私人は典型的には生活上の消費物資(食物や衣類)に当てるが、会社が営業上の支出をする場合はむしろ財産(株式や商品)の取得に当てるものである。そこでDが営利会社であれば、善意で受領費消してしまっても返還義務を負うべきだとされた。例えば、P会社が建築請負業者Dに金銭を支払ったが払い過ぎであった場合、Dがそれを下請業者に支払ってしまった後<sup>(40)</sup>であっても、P会社は回復しうるとされた。別の事件では、Pが訴外Xに売買代金を支払う際、XにB銀行へ払込むよう指図されたが誤ってD銀行に払込み、D銀行はそれをXのD銀行に対する債務の弁済に充当した。その後PがXの詐欺行為を知ってD銀行に回復請求をし認められた<sup>(41)</sup>。一般的にいうと、全く見ず知らずの第三者間で金銭の授受があるということは稀であり、しかもその場合は、金銭の出所や受領しうる理由を尋ねるのが普通である。それ故こういう場合は、当該要件に関する問題は考慮しなくてもよい。従って通

(38) (36)の事件についての理由である。Ibid. at 289, per Abbott C. J..

(39) (37)の事件についての理由である。Ibid. at 514, per Scrutton L. J..

(40) Houston & Texas Central Ry. Co. v. Hughes (1911) 133 S. W. 731, cited by Stoljar, op. cit., p. 35.

(41) Kleinwort v. Dunlop Rubber Co. (1907) 97 L. T. 263. 但し上にのべた事実関係では、PがDunlop会社でDがKleinwortである。See, Stoljar, op. cit., p. 36.

常Dの善意が問題になるのは、DがPから金銭を受領しても驚かない相当な理由を有する場合、例えば、Pが、Dの金銭を保管するだけでなくDの利益となるよう管理すべき義務を負っているDの取引銀行や株式仲買人であるとか、Dの友人であるとか、Dが、Pの継承的不動産処分の受益者であるとか、受遺者であるとか、普通贈与に依存する慈善施設である場合等であるとされている。<sup>(42)</sup>

第三の要件は、Dが受領した金銭を実際に消費することである。広くいえば、日常生活に必要な消費物資の購入にあてることである。それには、自動車を買ったり、休日の娯楽に使ったり、子供の教育費にあてたり、慈善事業に寄附することも含まれるようである。しかしこれらの支出のうちには、日常生活の必需物資の購入とはいえ、むしろ財産的利得のためと思われるものもある。それ故その認定は厳格にすべきであるとされる。例えば、単に銀行へ預金しただけでは消費にあたらぬが、仕事の履行のために (in the execution of works)、或いは債権者への支払のため支出するのは消費にあたるといわれる。また受領した金銭が受領者固有の金銭と混合されて投資された場合は、割合に応じて前者の部分を返還することになるといわれている。ともかく支出が消費的であるとみるか利得的であるとみるかの問題と思われる。<sup>(43)</sup>

Stoljarはchange of positionの抗弁について次のように考えている。この抗弁は、支払者の金銭所有権を保護することと、受領者に善意による受領費消で現存利得がないことを保護することとのバランスを計るためのものであると考え、この抗弁が認められる場合は、受領者の方を保護すべきで、その限りで支払者の物権的な追求効が遮断されると考えている。但しその認定は、制限的にかつ厳しく行ない真の所有者を保護すべきであるとしている。<sup>(44)</sup>

錯誤による金銭の支払の問題で、chang of positionの抗弁をめぐる議論と共通するものとして証券に基づく支払の問題がある。第一の事例は偽造手形の支払である。例えば、P（支払人または引受人）が、手形の受取人Dの請求に

(42) See, Stoljar, op. cit., p. 37.

(43) See, Stoljar, op. cit., pp. 38—39.

(44) See, Stoljar, op. cit., pp. 8, 38—39.

応じて手形金額を支払ったが、後に振出人の署名が偽造であることが分った場合、PはDから錯誤によって支払った金銭だとして回復しうるかという問題である。

Price v. Neal<sup>(45)</sup>事件ではPは回復しえないと判決された。その第一の理由は、振出人の署名の真偽は、Pが確かめる義務があるが、その点でPに過失があったからである<sup>(46)</sup>というものである。第二の理由は、Pの善意による損失を他の善意者Dに転嫁すべきではないからである<sup>(47)</sup>というもので、Amesも衡平という点では平等の立場に立つべき者同士では法的権限を有する者(D)が優るとして賛意を表している<sup>(48)</sup>。第三の理由は、理論的な理由というより便宜上の理由によるもので、Pは偽造の事実発見後迅速な処置をすべきなのにそれを怠ったからである<sup>(49)</sup>というものである。これに対しStoljarは、第一の理由は、Pは無過失を主張しても手形債務がなくなるものではないから、第二の理由は、この種の衡平の問題は錯誤による金銭の支払のあらゆる場合につきまとうものであって一方的に割切るのは不合理であるからとそれぞれ批判している。

しかしPrice v. Neal事件の原則は、支払人が偽造手形の手形金額を支払う(手形債務を履行する)のでなしに買取った場合<sup>(50)</sup>や、引受人が支払った場合<sup>(51)</sup>や、手形金額について錯誤があった場合などについては拡大適用されなかったようである。Stoljarは、署名の偽造についての議論は手形金額の偽造についてもあてはめるべきで別異に扱うのは不合理であること、また過失があっても錯誤があれば支払った金銭の回復を認めるという大前提に反すること、さら

(45) (1762) 3 Burr. 1354, cited by Stoljar, op. cit., p. 40; see also Keener, op. cit., p. 154.

(46) Ibid. at 1357, per Lord Mansfield.

(47) Ibid.

(48) Ames, The Doctrine of Price v. Neal, in Lectures, 272.

(49) 例えばSmith v. Mercer (1815) 6 Taunt. 87では、7日の遅延が遅すぎると考えられた。See, Stoljar, op. cit., p. 41.

(50) Fuller v. Smith (1824) 1 C. & p. 197, cited by Stoljar, op. cit., p. 41.

(51) Wilkinson v. Johnston (1824) 3 B. & C. 428, 436, cited by Stoljar, op. cit., p. 41.

(52) 例えば5ドルを500ドルと読めるように偽造した手形金額を支払う場合である。See, Imperial Bank of Canada v. Bank of Hamilton (1903) A. C. 49, cited by Stoljar, op. cit., p. 41.

に、そもそもDは、振出人がPに与えた金銭を善良約因 (good consideration) として取得するから所有するというべきでその点からのみ論ずべきであることを指摘し批判している。

証券に基づく支払が錯誤による場合の第二の事例は船荷証券と保険証券の場合で、いずれもPrice v. Neal事件の原則が適用されている。前者については次の事例がある。売主Dは買主P<sub>1</sub>を支払人とする為替手形をP<sub>2</sub>銀行で割引して貰って同時にP<sub>2</sub>銀行に船荷証券を担保として提供したが、その船荷証券は偽造されたものであった。裁判所は、この場合の損失は為替手形の支払人または引受人が負担すべきとし、偽造を知らずに支払っても回復しえないものとした。<sup>(53)</sup> 後者については次の事例がある。P保険会社はXと彼のビルディングについて保険契約を締結したが、Xはビルディングに放火しそれを破壊した。一方Xは有価約因 (valuable consideration) として保険証券をDに譲渡していた。P会社もDもXの詐欺を知らなかったため、PはDに保険金を支払った。この場合も裁判所はP会社は回復しえないと判決した。<sup>(54)</sup> 裁判所は、Dは、XがPから支払われた対価を単に譲受けたにすぎないと考えたからである。

③法律の錯誤による支払であるとの抗弁について——法律の錯誤によって任意に支払った金銭は回復請求できないという原則は、「法の不知は抗弁たりえず (ignorantia juris non excusat)」という法諺と共によく知られている。法律の錯誤とは、法律上の一般原則について誤解や不知があることを指すといわれているが、<sup>(55)</sup> 事実の錯誤との区別は困難であるし、明確な区別の基準はなさそうである。<sup>(56)</sup>

判例に現われた事例では次のように区分されている。まず事実の錯誤であるとされたのは、<sup>(57)</sup> 支払原因となった事実の不存在を誤認して支払ったり、支払の

(53) Leather v. Simpson (1871) L. R. 11 Eq. 398, cited by Stoljar, op. cit., p. 42.

(54) Merchants' Insurance Co. v. Abbott (1881) 131 Mass. 397, cited by Stoljar, op. cit., p. 42, see also p. 43 note (16).

(55) Jowitt, E., op. cit., p. 1181; 注(4)も参照。

(56) See, Stoljar, op. cit., p. 43 note (21); Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556; 特に小林, 前掲書, 139頁, 注(31)の理由説明参照。

(57) この例として注(3)に引用したNorwich Union Fire Insurance Society, Ltd. v. Price, Ltd. がある。

相手方である特定の金銭受領者を誤認して支払ったり<sup>(58)</sup>、法の解釈を誤ったために財産権が帰属していることを知らずに賃料を支払う場合などである。一方法律の錯誤であるとされたのは、制定法の存在を知らなかったり<sup>(59)</sup>、制定法の解釈を誤ったり<sup>(60)</sup>、制定法の施行規則の解釈を誤ったり<sup>(61)</sup>、証書や文書の解釈を誤ったり<sup>(62)</sup>、遺言の解釈を誤る場合などである。<sup>(63)</sup><sup>(64)</sup>

(58) 例えば、Admiralty Commissioners v. National Provincial and Union Bank of England, Ltd. では、原告が、訴外Xが死亡していたにもかかわらず生存しているものと誤信して、Xの取引銀行である被告会社にX宛の金銭を支払った。原告はそれの回復請求を認められた。See, Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556.

(59) 例えば、Cooper v. Phibbs (1867) L. R. 2 H. L. 149がある。これは原告が、継承的不動産処分によってアイルランドのサケ漁場の保有者となつていることを知らずに、それを賃借したものである。The House of Lordsは、原告は、合意を取消し賃料を回復しようと判決した。そしてWestbury卿は、「法の不知は抗弁たり得ず」の法諺について、ここという法という語が「私権」を指すときは、この法諺は適用されないとした。See, Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 557; 小林, 前掲書, 139頁, 注(29)(30)。

(60) 例えば、Sharp Brothers and Knight v. Chant (1917) 1 K. B. 771では、地主Dと借地人Pが一週につき6シリング賃料の増額をすることに同意し、Pは数ヶ月間支払った。PDとも地代の増額を認めない制定法(Rent Restriction Act)が施行されていることを知らなかった。しかし裁判所は、Pは法律の錯誤によって支払ったから回復請求はできないし、爾後の減額請求もできないとした。Cited by Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556.

(61) 例えば、National Pari-Mutuel Association, Ltd. v. R. (1930) 47 T. L. R. 110では、P会社は、The Finance Act (1926) 15条によるものとして競馬賭金計算機について賭博税を国王に納付した。後にThe House of Lordsは、事実関係の類似した他の事件で、この税金を支払う必要がないと判決した。そこでP会社が国王に税額の返還を求めて権利申請をしたものである。しかし法律の解釈を誤ったものであるから回復請求は認めないとされた。Cited by Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 556.

(62) この事例として、注(37)に引用したHolt v. Markhamがある。Stoljarは、change of positionの抗弁の問題として取り上げているが、Cheshire & Fifootは、法律の錯誤の問題として扱っている。一応Stoljarの説明に従ったが、重要な差異ではない。

(63) 例えば、Ord v. Ord (1923) 2 K. B. 432では、夫Pと妻Dは別居同意書に署名し、同時に、PはDに年金を所得税分の控除をせずに支払うことにした。Pは、こうすれば自分の方から所得税を差引かれないですむと思ったが、それは誤りであった。そしてPが支払わされた所得税額は、Dから回復しえないと判決された。Cited by Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 557.

(64) 内容は分らないが、Rogers v. Ingham (1876) 3 Ch. D. 351がその例であるといわれている。See, Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 557; Stoljar, op. cit., p. 47.

また、事実の告知が詳細にわたってなされ、法的問題にもふれた場合の錯誤は法律の錯誤であるとし、事実の告知が簡単になされた場合の錯誤は事実の錯誤であるとする考えもある。<sup>(65)</sup>さらに、制定法が適用さるべき事実関係にあるかどうかということが問題になった場合に、事実判断についてだけ錯誤があれば事実の錯誤であるとし、さらに制定法を適用すべきであると判断した上で、いかに適用するかについて錯誤があれば法律の錯誤であるとした判決もある。<sup>(66)</sup>しかしどの見解も合理的で確実な基準を示しているとはいえないように思われる。<sup>(67)</sup>

次に効果の問題に移ろう。法律の錯誤によって支払った金銭の回復請求は、全然認められなかったわけではない。むしろ初期には、法律の錯誤によって支払った金銭も回復することができた。<sup>(68)</sup>また最近でも同趣旨の判例がある。<sup>(69)</sup>

しかしその後三つの例外によって、それがあいまいになったといわれている。第一は、*honest debt*の弁済をする場合である。第二は、不法な目的の用に供するため保険契約の締結をした者に、保険会社がそのことを知らずに支払う場合である。<sup>(70)</sup>尤も後には、その不法な目的が達せられていない（金銭が費消されていない）場合には、回復を認めるようになった。<sup>(71)</sup>第三は、Dが重要な事

(65) Sir George Jesslの見解である。彼が説明に引用した事例内容と、その説明については、See, *Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 558.*

(66) *Solle v. Butcher* (1950) 1 K.B. 671 ; (1949) 2 All E. R. 1107. この事件では、当該家屋の大改造が事実上の新築に当たるかという問題と、*Rent Restriction Acts*が適用されるかという問題とが論ぜられた。See, *Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 558.*

(67) *Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 558.*

(68) 例えば、*Farmer v. Arundel* (1772) 2W. Bl. 824—826では、Grey首席裁判官は、「金銭が、事実の錯誤や法律の錯誤や詐欺によって一方から他方へ支払われる場合には、訴訟は必ず提起しうる」とのべている。他の事例としては、*Framson v. Delamere* (1595) Cro. Eliz. 458 ; *Hewer v. Bartholomew* (1597) Cro. Eliz. 614 ; *Bonnel v. Foulke* (1657) 2 Sid. 4. があるといわれている。Cited by *Stoljar, op. cit., p. 44 ;* 小林, 前掲書, 133頁—134頁も参照。

(69) *Kiriri Cotton Co. Ltd. v. Dewant* (1960) A. C. 192 ; (1960) 1 All E. R. 177 で枢密院の司法委員会 (*The Judicial Committee of the Privy Council*) は、原告に被告と同程度の過失 (*in pari delicto*) がなければ、法律の錯誤によって支払った金銭でも回復しうると判決した。Cited by *Cheshire & Fifoot, op. cit., p. 555.*

(70) *Lowry v. Bourdieu* (1780) 2 Doug 468, cited by *Stoljar, op. cit., p. 44.*

(71) *Howson v. Hancock* (1800) 8 T.R. 575 ; *Tappenden v. Randall* (1801) 2 B. &

実を隠して請求した保険金を、保険会社が知らずに支払う場合である。<sup>(72)</sup>

かくして法律の錯誤による支払であるとの抗弁は、支払者の回復請求を拒みうる抗弁として、*Brisbane v. Dacres* 事件<sup>(73)</sup>において確立されたといわれている<sup>(74)</sup>。しかし法律の錯誤は、コモンローでは問題にされた事例が少なく、その理論づけは十分解明されていないともいわれている。これは管轄上の理由がからむからである<sup>(75)</sup>。それでは衡平法はどのように取扱ったであろうか。

衡平法は、遺産の管理と分配の問題を処理するようになった時から、法律の錯誤の問題を抱えていた。そして衡平法裁判所は、錯誤が善意による（過失がないということか？）場合で原状回復が可能な場合には、法律の錯誤による支払についても救済を与えてきた<sup>(76)</sup>。ただ19世紀のはじめ、コモンローが、法律の錯誤については救済を与えないという原則を明確にしたので、衡平法裁判所もそれに影響されたようである<sup>(77)</sup>。しかし次の三つの領域では、衡平法裁判所はず

P. 467 ; *Aubert v. Walsh* (1810) 3 Taunt. 277 ; *Oom v. Bruce* (1810) 12 East 225などによってである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 44, note (25).

(72) *Bilbie v. Lumley* (1802) 2 East 469. こういう場合は、Dが隠したことに起因したことから、事実の錯誤であるという見解 (*Chatfield v. Paxton* (1798) cited 2 East 469, 471n) もあったが、*Ellenborough* 卿はこれを採らなかった。そしてこれは法律の錯誤であるとした上で、「すべての者は、法を知らなければならない。さもなくば、不知をどの程度許容すべきか決められない」としてPの回復請求を認めなかった、(ibid. at 471). なお拒否のもう一つの理由は、Pが不注意に金銭を支払ったということであったが、この点は前述の *Kelly v. Solari* で変更された。Cited by Stoljar, op. cit., p. 45.

(73) (1813) 5 Taunt. 143, 注(21)参照。

(74) *Cheshire & Fifoot*, op. cit., p. 555.

(75) *Stoljar*, op. cit., P. 46.

(76) *Turner v. Turner* (1679) 2 Ch. Rep. 154 ; *Wittingham v. Thornborough* (1690) Prec. Chan. 20 ; *Atwood v. Lamprey* (1719) 3 P. Wms. 127n ; *Lansdowne v. Lansdowne* (1730) 2 J. & W. 205 ; *Nichollas v. Leeson* (1747) 3 Atk. 573 ; *Bingham v. Bingham* (1748) 1 Ves. Sen. 126 などである。尤もこれらの衡平法上の訴訟は、受領金銭返還請求訴訟ではないが、それは形式上の理由によるものであって、回復を認めるための理論的基礎は、コモンロー上の訴訟も衡平法上の訴訟も同じである。See, *Stoljar*, op. cit., p. 46, note(38).

(77) 例えば、*Currie v. Gold* (1817) 2 Madd. 163や、*Rogers v. Ingham* (1876) 3 Ch. D. 351では、法律の錯誤による支払であることを理由として回復請求を拒否している。後の事件の概要は次のようである。遺言執行者が、遺産の分割方法を提示したが、受遺者の一人Pはそれが不満であった。しかし結局同意し分割がなされた。2年後Pが、遺言の解釈を誤っているという理由で、他の受遺者に償還請求をしたものである。Hall副

と救済を与えた。第一は、法律上の権利について錯誤がある場合で、例えば、Pが本当は彼所有の不動産であるのに錯誤によってその賃料を支払うと<sup>(78)</sup>か、遺言執行者が、21才に達していない遺言者の孫に遺産を与える場合<sup>(79)</sup>である。その外、他の事情が複合しないで単なる法律の錯誤によって支払った場合には、回復請求が認められた事案は多いようである。第二は、供託や支払済交互計算書の支払の場合である。<sup>(80)</sup>第三は、遺言の解釈に関する規則の不知（法律の錯誤）のために、不利益を受けた受遺者、債権者、近親者、信託受益者が回復請求をする場合である。<sup>(81)</sup>

この項の終りに、法律の錯誤をめぐる最近の動向とStoljarの見解をまとめておく。ごく最近でも、法律の錯誤に基づく支払について回復請求を拒む例は、衡平法においてもコモンローにおいても存在するが、判例は依然として動揺している状態であるといわれている。<sup>(82)</sup>回復請求を拒否した衡平法における例は、<sup>(83)</sup>Re Hatch事件であり、コモンローにおける例は、Sharp Bros. v. Chant事件<sup>(84)</sup>である。Stoljarは次のようにのべて結んでいる。Dは権原なしに金銭を取得したが故に、その所有権を保有しえないという事実に注目すべきである。従って、

---

大法官は、法律の錯誤を問題にせず、金銭が支払われてしまったことから生じた「信頼と関係」に基づく家族継承の不動産処分であるので、変更できないとしてPの主張を斥けた。しかし控訴裁判所は、同じ結論をとったが、法律の錯誤の問題であることを理由とした。See, Stoljar, op. cit., p. 47.

(78) Bingham v. Bingham (1748) 1 Ves. Sen. 126. 同じ理由づけで、金銭の回復請求に限らず、財産権の放棄をしたり、賃貸借契約の解除をすることも認めた。事例については、see, Stoljar, op. cit., p. 48, note (45).

(79) Livesey v. Livesey (1827) 3 Russ. 287, cited by Stoljar, op. cit., p. 48, note (46).

(80) 事例については、see, Stoljar, op. cit., p. 48, note (48), (49).

(81) 事例については、see, Stoljar, op. cit., p. 48, note (50)~(53).

(82) See, Stoljar, op. cit., p. 49.

(83) (1919) 1 Ch. 351. この事件は、年金受給権者たる妻が、何年もの間所得税を控除されずに支払を受けたが、法律の錯誤に基づく超過支払であるという理由で、追徴が認められなかったものである。なおStoljarはこの場合妻はChange of positionの抗弁も主張し得たとのべている。See, Stoljar, op. cit., p. 49.

(84) (1917) 1 K. B. 771. この事件では、地主Dが、賃料を週当り6ペニー値上げしたが、制定法によって戦争中の値上げは禁止されていた。Pはそのことを知らずに支払ったものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 49.



他の理由が複合していない純粋な法律の錯誤の場合には、そのことをDの抗弁として認めるのは、不適切かつ不必要であるとしている。<sup>(85)</sup>

## (2) 強制による金銭の支払

### (1) 問題の意義

準契約法上の救済を求めるには、支払者が任意でない、すなわち真実の意思に基づかない支払をしたということが必要である。それは前述したように錯誤に起因することもあれば、これから述べるように強制に起因することもある。ただ強制による支払が錯誤の場合と異なるのは、通常Pは、Dに請求権がないということを十分知った上で、また、強制がなければ支払わないと思われるのに支払うという点である。

強制という場合、強迫(*duress*)とか、強制(*compulsion ; constraint*)という言葉が使われているが、厳密にいうと、強迫は物理的強制(大抵は不法監禁)について使われたのに対し、強制はもっと広い意味に使われたようである。

強迫(暴行・監禁)によって財産移転が行なわれたときは、不法行為法上の救済を含む刑事訴訟または半刑事訴訟によっても救済されるので、民事訴訟では法律上の行為を必要とする財産移転にのみ強迫という概念が用いられたといわれている。また強迫があったとの主張は、財産移転を阻止するための防禦的抗弁とはなったが、支払われた金銭を回復する訴訟方式の機能までは果さなかった。

このように強制と強迫とは区別されていたことがうかがわれる。要約すると、一つには、強制に対する救済はPの金銭に対する権利を保護することを目的としたのに対し、強迫に対する救済は対人的な暴力と拘禁に対する被害者自身の権利を保護することを目的としたことである。もう一つは、強制の場合には、救済方法として18世紀初頭に抬頭した“*money had and received*”という新しい訴訟方式<sup>(87)</sup>が用いられるようになったのに対し、強迫の場合には、既存の古い

(85) Stoljar, *op cit.*, p. 49.

(86) 例えば、占有移転をしたり占有移転を伴わずに書面による財産移転をする場合に譲与の捺印証書を交付するような行為である。See, Stoljar, *op. cit.*, p. 53, note (13).

(87) 一般に強制によって支払われた金銭の回復手段は、*money had and received*の出現

訴訟方式に執着していたということである。<sup>(88)</sup>

それでは一体強制による支払の救済はどのように発展したのであろうか。重要な事件として *Astley v. Reynolds* 事件がある。この事件で王座裁判所は、強制による金銭の支払は救済を受くべきことを認めて原告勝訴とし、さらに、救済方法が *money had and received* であることを確認した。この点でこの判例は重要である。但し *Lindn v. Hooper* 事件では、訴訟方式は、*money had and received* ではなく、不法行為法上の訴訟方式であるべきだとされた。すなわち、Pは、違法な自救的動産差押 (*distress*) を審理するのに適した、動産占有回復訴訟 (*replevin*) か侵害訴訟 (*trespass*) を提起すべきであるとされた。しかし、公的強制 (*official constraint*)、すなわち公的な職務に従事する者が私人に違法な支払を要求するという一団の事件が生じてきた時、支払った私人が金銭を回復する方法は、不法行為法上にはなく、そのため *money had and received* が唯一の救済方法とされるようになってきたのである。そして裁判上強制の概念が定着したのも、公的強制の場合に訴訟が成功したためであったといわれている。<sup>(89)</sup> なお一般的にいえば、強制による金銭の支払が救済されるためには、次の二つの条件を満たさなければならない。一つは、Pが支払を強制されたことであり、もう一つは、当該金銭について法律上の支払義務はDにあると

---

まで他に手立てはなかった。この訴訟方式も、初めは *debt* や *account* と選択的に用いられていたが、次第にこれらにとって代り、適用領域も拡大された。See, *Stoljar, op. cit.*, p. 54; 小林, 前掲書, 第二章・第五章。なお *Stoljar* は、この訴訟方式は、所有権保護の機能を有するので、Dが正当な権利なしに強制的な手段で金銭を取得する場合の救済に役立つとのべ、そのことが同時に救済の根拠を被告の支払約束を擬制するというように求めることを不必要なものにし、また、Dが金銭を保有することの不当性を吟味する煩雑さも避けられるとして、*proprietary* な理論を再述している (p. 51)。

<sup>(88)</sup> 以上の叙述については、see, *Stoljar, op. cit.*, pp. 50—54.

<sup>(89)</sup> (1731) 2 *Stra.* 915; 2 *Barn. K. B.* 40, cited by *Stoljar, op. cit.*, p. 55. これは、Dが、法定利息以上の利息を支払わなければ質物を返還しないと主張したのでPが一旦支払った後、支払った金銭の回復請求をした事件である。

<sup>(90)</sup> (1776) 1 *Cowp.* 414. これは、Pが違法に差押えられた家畜の差押解除をするのに金銭を支払わされたので、支払った金銭の回復を求めた事件である。See, *Stoljar, op. cit.*, pp. 55—56.

<sup>(91)</sup> *Stoljar, op. cit.*, p. 56.

いうことである。<sup>(92)</sup>以下類型別に強制をめぐる判例を概観してみる。

(ロ) 公的強制 (official constraints)

この場合に該当するのは、公務員が、請求し得ない或は請求し得る正当な額以上に、費用 (charge)、租税 (tax)、道路税 (toll)、関税 (duty)、賦課金 (due) などを徴収する場合である。<sup>(93)</sup>これらの事由によって不法徴収された者 (P) が、回復請求をした事件で、裁判所は、Dが、Pの支払は任意によるものであるとか、法律の錯誤によるものであるとの抗弁を出したのを斥けて、Pの請求を認めた。<sup>(94)</sup>

この項目に該当するもう一つの場合は、公共企業、特に鉄道会社が乗客に不当な費用を課す場合である。すなわち、D鉄道会社が、他の乗客には一定の割引をしながらPには割引をせず、しかも制定法で認められた額よりも多くの額をPに課す場合である。この場合裁判所は、強制による支払であるとしてPの回復請求を認めた。<sup>(95)</sup>さらに裁判所は、Pはこの場合、D会社が他の乗客には安い費用で運送したということを示せば十分であるとした。つまりPは、D会社には一定の者達のために安い費用で運送する慣行があるということ、それも一定期間の間に時々繰返して行なわれたという程度のことを示せばよいとされたの

(92) Cheshire & Fifoot, *op. cit.*, p. 551.

(93) 例えば、荘園 (manor) の荘官 (steward) が捺印証書と法廷記録を作成するため法外な費用を請求した *Anon. v. Pigott* (undated) cited *Cartwright v. Rowley* (1799) 2 Esp. 723 ; 租税徴収官 (a collector of taxes) が不当に多額の租税を徴収した *Umpelby v. Mclean* (1817) 1 B. & Ald. 42 ; 銭取門官 (a turnpike keeper) が二重に道路税を徴収した *Parsons v. Blandy* (1810) Wight. 22 ; 関税官が不当な関税を徴収した *Irving v. Wilson* (1791) 4 T. R. 485 などがある。Cited by *Stoljar, op. cit.*, p. 57.

(94) 例えば、*Irving v. Wilson* 事件で *Kenyon* 卿は、「国王の官吏は、その持場における義務 (国王に対しては義務であるが臣民に対しては徴収権限である) を濫用したり、また、不法徴収の手段とすることは許されない」とのべており、他の事件で裁判所は、「公務員の真実の権利に関する錯誤 (法律の錯誤) については、両当事者とも同じ立場にある」(*Dew v. Parsons* (1819) 2 B. & Ald. 562) とか、或は、「任意の支払だと称するのは、言葉の濫用である」(*Steele v. Williams* (1853) 8 Ex. 625) とのべている。See, *Stoljar, op. cit.*, pp. 57—58.

(95) 例えば、荷物の運送賃に関する *Panker v. Great Western Railway* (1844) 7 M. & G. 253 や、*Great Western Railway v. Sutton* (1869) L. R. 4 H. L. 226 がある。Cited by *Stoljar, op. cit.*, pp. 58—59.

である。<sup>(96)</sup>

上述のように強制は、何らかのサービスの拒否や、特権の剝奪と結びついていることが多い。尤もStoljarは、強制をこの側面からのみとらえると誤解を招くとして次の点を指摘している。第一に、例えば租税徴収担当者が単に税金を徴収しすぎるような、サービスの拒否の要素がない場合がある。第二に、公務員の場合、一般的にいて、強制するというよりは法律上賦課する権限を与えられている手数料や費用などの額を誤認して職務執行するというのが実情であって、徴収行為そのものが強制的であるということではない。強制という言葉自体、事態の認識を誤らせるおそれがある。第三に、強制という要素は附随的に考えるべきものである。何故ならば、公務員も単純に賦課徴収できるのではなく、法律によって認められた手数料や費用や税金を徴収しなければならないからである。ただ強制の性質をもつのは、これらの負担は、私人が営業や取引をするのに必要とされるものであり、その上優越的な国家機関によって賦課徴収されるからであるにすぎない。むしろ強制の場合の問題は、支払が正当なものかどうかにある。そして公務員の請求が権限内 (*intravires*) での請求であれば、私人は支払については何もいえないが、権限外 (*ultravires*) の請求であれば回復しうる。つまり、公務員が権限なしに金銭を取得したという点を重視すべきであるとのべている。<sup>(97)</sup>

判例は公務員の強制についていろいろのとらえ方をしているようなので、次にそれを整理しておく。まず強制による支払ではないとした判例に次のものがある。一つは、水道料金を正当な額以上に支払われたPが、超過支払額の回復請求をする場合である。裁判所の請求棄却理由は、法律の錯誤による支払であるからと、<sup>(98)</sup> 任意の支払であるからと<sup>(99)</sup>いうものであった。もう一つは、担当

(96) Per Blackburn J., in *Great Western Railway v. Sutton*, *supra*, 226, 239.

(97) Stoljar, *op. cit.*, pp. 60—61.

(98) *Henderson v. Folkestone Waterworks Co.* (1885) 1 T. L. L. R. 329. これは、Pが一定の水道料を支払って後、全く別の事件で水道会社の算定基準が間違っているという判決があったので、Pが超過支払額の回復請求をした事件である。但し棄却理由の実質的意味は、料金が一定の法律上の根拠に基づいて計算されている場合には、その基準が後に変更されても回復請求できないという趣旨であったようである。Cited by Stoljar, *op.*

官庁が課税対象者を誤認したため、Pが支払う必要のない税金を支払わされ、後にその回復請求をする場合である。この場合も裁判所は、法律の錯誤による支払であるという理由で、Pの請求を棄却した。<sup>(100)</sup> 他方強制による支払であるとして、回復請求を認めた判例に次のものがある。一つは、修繕義務のない家屋所有者Pが、修繕を命ぜられて自己の費用でそれをなし、後にその費用の回復請求をする場合である。<sup>(101)</sup> もう一つは、Pが、賦課権限のない公務員が課した負担金を支払い、その回復請求をする場合である。<sup>(102)</sup>

上に見たように、強制による支払であることを否定した多くの判例は、任意の支払であるという理由をあげている。<sup>(103)</sup> 更にDの抗弁事由としては次のような

cit., p. 62.

- (99) Slater v. Burnley Corporation (1888) 59 L. T. 636. これは、算定基準を定めた法律が変わったからではなくて、水道局が単に計算を誤ったため超過支払をした事件である。Cited by Stoljar, op. cit., p. 62.
- (100) Whiteley Ltd. v. The King (1909) 101 L. T. 741. この事件の概要は次のようである。Inland Revenueが、P会社の従業員のうちの一定の料理人と給仕人を「male servants」だと認定した。これは、彼等について一定の納税義務が会社に生ずることを意味する。そこでP会社は、1903年から1906年まで要求通り支払った。しかし1906年に、彼等が「male servants」ではないということが決まった(Whiteley Ltd. v. Burns (1908) 1 K. B. 705) ので、区分けのやり直しと納入金の回復請求をしたものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 63.
- (101) North v. Walthamstow U. D. C. (1898) 15 T. L. R. 6. これは、Pが保健所の係員 (sanitary inspector) に家屋の修繕を命じられそれに応じたが、その修繕義務はPではなく、地方当局 (local authority) にあるということが判明したので、経費の回復請求をした事件である。裁判所は、これは強制による支払であることを疑わなかった。Cited by Stoljar, op. cit., p. 62.
- (102) A. G. v. Wits United Dairies (1921) 37 T. L. R. 296, 884 ; 38 T. L. R. 781では、担当公務員が、ミルクの購入許可を与える際に金銭的負担を課するかという問題が生じた。負担を課すことの正当性を主張したのは検事総長 (Attorney-General) であったので、形式的にはmoney had and receivedの問題ではなかったが、論点は、公務員による賦課が正当か否かということで実質的な共通性を有する。控訴裁判所は、そのような賦課権限は公務員にはなく議会にのみあるとした。Atkin判事は、「公務員が、賦課した負担が正当であることをいうためには、議会によって特別に賦課権限を付与されたことを明確に示さなければならない」とのべている。Brocklebank v. The King (1924) 1 K. B. 647でも、担当公務員は、権利章典の意図する範囲でなく議会の権限付与なしに、国王のために金銭を徴収することは、違法かつ権限超越だとされた。その他、無効になった法令にもとづいて支払った輸送手数料の回復請求を認めたMason v. New South Wales (1959) 102 C. L. R. 108がある。cited by Stoljar, op. cit., pp. 64, 66.
- (103) 但しCam & Sone Pty. Ltd. v. Ramsay (1960) 104 C. L. R. 247では裁判所

ことが考えられている。すなわち、①Pは当該公務員と争の協定をしたということ、②Dは金銭を取得したがそれを上司に手渡したということ、③Pは回復請求を早くしなかったということ、④Pは異議留保 (protest) をすることを怠った<sup>(104)</sup>ということである。

①の例としては、*Atlee v. Backhouse*<sup>(105)</sup>事件がある。裁判所は、両当事者が差押解除について有効な合意ないし争の協定に達したのだから、Pの支払は任意によるもの<sup>(106)</sup>の<sup>(107)</sup>として回復請求を認めなかった。②の主張は、認められた判例もあるが、その後は否定されている。*Snowdon v. Davis* 事件で裁判所は、執行吏は徴収した金銭を上司に手渡していても、「差押の恐怖 (terror of distress)」を与えたのは彼であったので、彼が責を負うべき<sup>(107)</sup>とした。③についての判例はないようだが、*Rowlatt* 判事が示唆した例が相当するといわれている。すなわち、何年もの間誰もが橋の通行税(半ペニー程の少額)をDに支払うべきものと誤信して支払ってきた後で、通行したすべての者は返還を受くべきかという例である。*Rowlatt* 判事は、常識もコモンローも認めないだろうとの<sup>(108)</sup>べ<sup>(108)</sup>ている。*Stoljar*は次のように反対している。Dは何故取得権限のない金銭を保持しうるのか。確かに事情の変化によって返還が困難になったために免責されることはあるかもしれない。しかしそれは、上述の*Snowdon*事件の趣旨と調和<sup>(109)</sup>しないし、支払者の不注意をDは抗弁とできないとする錯誤に関する原則とも<sup>(109)</sup>

は、法律が正当に守られていてもPが同額の手数料を支払わねばならなかったからという理由で回復請求を拒否している。つまり賦課の基準となる公務員の調査に過誤があっても、結果的に支払義務の範囲内で賦課されていればいいということである。Cited by *Stoljar*, op. cit., p. 66.

<sup>(104)</sup> *Stoljar*, op. cit., p. 67. なお彼は、これらのうち①だけが理由がある。②は見当違いの抗弁であり、③と④は古い問題だが、一応論駁する必要があるとしている。

<sup>(105)</sup> (1838) 3M. & W. 633. この事件は、Pが差押物相当額の全額を支払ってDの差押を解除させたが、Dの差押は歳入法違反であり、しかもPは債務額を軽減されていたので払い過ぎであったというものである。Cited by *Stoljar*, op. cit., p. 67.

<sup>(106)</sup> *Greenway v. Hurd* (1792) 4 T. R. 553, cited by *Stoljar*, op. cit., p. 68.

<sup>(107)</sup> (1808) 1 Taunt. 359. これは、執行官 (sheriff) の令状によって差押をした執行吏 (bailiff) が、令状を誤解してPから正当な額以上の金銭を徴収した事件である。Cited by *Sroljar*, op. cit., p. 68.

<sup>(108)</sup> *In Maskell v. Horner* (1915) 3 K. B. 106, 112. この事件の内容は注(111)参照。

<sup>(109)</sup> 注(3)に引用した*Kelly v. Solari*事件参照。

調和しない。それ故この抗弁は、見当違いのものであるとしている。<sup>(110)</sup>④については、伝統的な確信は、Pの主張が認められるためには、異議留保をしておくことが必要だというものであった。しかしMaskell事件<sup>(111)</sup>までは、理論的には十分解明されていなかったようである。この事件で控訴裁判所は、Pがともかく12年間も異議留保を続けたのは、Dの請求を拒否し続けたという意味であると解釈した。しかしそのことは、原則として異議留保をしてなければ、任意または黙認による支払だと考えられるという前提に立っている。これに対してStoljarは、次のようにのべている。私人が公的な手数料を支払う時、それが公的なものであるが故に異議留保をその都度表明するとは考えられない。しかるにそのことにPの回復の可否をかからせるのは、はたして実務上の強い要請なのか疑問であるとしている。<sup>(112)</sup>

#### ハ) 私的強制 (private constraints)

私的強制の例として考えられているのは、Dが、Pの財産の差押解除をするのに、金銭をさらに多く支払うことを要求する場合である。従ってPが強制による支払であることを主張するためには、Dが、Pの債権者であると同時に、Pの財産を占有している者（例えば、動産質権者〔pledgee〕、譲渡抵当権者〔mortgagee〕、地代の延滞或は家畜による不法侵害〔cattle trespass〕について自救的動産差押をしている者）であることが必要とされる。

前述のAstley v. Reynolds事件<sup>(113)</sup>では、Pは、質物返還の際に支払わされた法定利息超過の利息を回復できたが、Lindon v. Hooper事件<sup>(114)</sup>では、家畜の差押解除の際支払わされた金銭の回復は、不法行為法上の訴訟によるべきだとの理由で認められなかった。しかしその後、Shaw v. Woodcock事件<sup>(115)</sup>で裁判所は、

(110) Stoljar, op. cit., p. 69.

(111) 注(108)参照。この事件は、Pが異議留保をしたにも拘らず、市場の所有者に使用料を支払わされたが、何年も後にそれが不当に課されたものであることが分ったというものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 69.

(112) Stoljar, op. cit., p. 70.

(113) 注(89)参照。

(114) 注(90)参照。

(115) (1827) 7 B. & C. 73, cited by Stoljar, op. cit., p. 71.

保険証券返還の際支払わされた金銭の回復を債務負担支払引受訴訟で請求したPを勝訴させた。そしてDが、不法行為法上の訴訟方式によるべきでありそうしなかったのは任意の支払であると抗弁したが、認めなかった。この裁判所の考えは、<sup>(116)</sup>Hills v. Street事件、<sup>(117)</sup>Close v. Phipps事件、<sup>(118)</sup>Green v. Duckett事件などに受け継がれた。

最近、動物による加害に対する自教的動産差押の事件は極めて稀になったし、地主による強制は制定法によって制御されるようになったといわれている。また譲渡抵当権に関して生ずる過大な請求は、債務額についてよりも、むしろ訴訟費用についてであるといわれている。<sup>(119)</sup>

現在では、売主と買主との間における“practical compulsion”に関するものが多いようである。オーストラリアの事件であるが、<sup>(120)</sup>売買契約に、買主が目的物を占有する日から灌漑費用を両当事者が分担するという条項が含まれていた。ところが売主は、水を使わなかったし、買主がそのような取決めに望まなければもともと契約を取消す積りであったからという理由で、割当費用の支出を拒んだ。裁判所は、売主が“practical compulsion”を行なったことを認め、買主にのみ負担させるべきではないとした。別の事件では、<sup>(121)</sup>売主Dは、Pに鉄を売る契約をしたが、数か月後価格が騰貴したので、支払額を増額するよう請

(116) (1828) 5 Bing. 37. これは、地主が不当な不動産差押をしたものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 71.

(117) (1844) 7 M. & G. 586. これは、譲渡抵当権者が不当な負担を課したものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 72.

(118) (1883) 11 Q. B. D. 275, 281. これは、Dが動物による加害に対して自教的動産差押をし、返還の際実損害額以上の請求をしたものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 72.

(119) 例えば、Pratt v. Vizard (1833) 5 B. & Ad. 808 がある。この事件の概要は次のようである。Pから担保として不動産権利証書を渡された譲渡抵当権者が、それを彼の事務弁護士Dに手渡していた。Pが債務額を支払うので返還するよう請求した時、Dは訴訟費用を支払わなければ証書を返還しないと拒んだ。裁判所は、Pの返還請求を認めた。そしてDはPの代理人ではなく、Pが支払約束したのは抵当権者に対してなされたものであるからという理由をあげた。Cited by Stoljar, op. cit., pp. 72—73.

(120) Re Hooper & Grass' Contract (1949) V. L. R. 269. 類似の事件はカナダにもあるようである。See, Stoljar, op. cit., p. 73.

(121) Sundell & Sons v. Emm Yannoulatos (Overseas) Pty. Ltd. (1956) S. R. (N. S. W.) 323, cited by Stoljar, op. cit., p. 73.



求しもし支払わなければ供給を止めるとPに通告した。しかし裁判所は、再び“practical compulsion”があったという理由で、Pの支払った騰貴額の回復請求を認めた。少し古いがイギリスの事例には次のようなものがある。<sup>(122)</sup>債務者の息子Pが父親の債務1000ポンドを債権者Dに支払ったが、Dに異議留保をし、そして支払は単に父の名を汚さないためであると通告した。財務室裁判所(Court of Exchequer Chamber)は、支払は強制と圧力のもとになされたもので任意によるものではなく、従ってPは1000ポンドを回復しようと判決した。

要するに私的強制は、Dが特別に強い立場で付加的な支払を要求する場合にのみ生じうるものである。そしてこの場合も、支払者の任意による、かつ、真の意図に基づく支払ではない点が重要である。

#### (二) 法的手続による強制 (compulsion of legal process)

強制の問題として、法的手続による強制と呼ばれる裁判所によって直接間接になされる強制がある。<sup>(123)</sup>例えば、Pが管轄権のない裁判所の判決に基づいて支払った金銭は、当然回復できる。<sup>(124)</sup>また上級裁判所が後に破棄したり取消した判決に基づいて支払われていた場合も同様である。<sup>(125)</sup>しかし特別な判決によってではなく、広い意味での法的手続による強制の場合はどうであろうか。

Moses v. Macferlan事件では、Dが少額債務裁判所(The Court of Conscience)の判決に基づいてPから手形金額を得ていたが、Pが王座裁判所にその取戻しを請求して認められたものである。Mansfield卿は、別訴の提起は否定すべきだとしながらも、この事件は、Pが不公平に金銭を支払わされ、Dが不当な利益を取得したのだから、特別な性質のものだと考えた。<sup>(126)</sup>

しかしMarriot v. Hampton<sup>(127)</sup>事件では結論は異なった。Dは前訴の判決に基

(122) Kendal v. Wood (1871) L. R. 6 Ex. 243, cited by Stoljar, op. cit., p. 73.

(123) このように強制の概念が拡大されたことについては、小林、前掲書、163頁参照。

(124) その例として、Newdigate v. Davy (1694) 1 Ld. Raym. 742; Farrow v. Mayes (1852) 18 Q. B. 516などがある。Cited by Stoljar, op. cit., p. 74.

(125) その例として、Caird v. Moss (1886) 33 Ch. D. 22がある。Cited by Stoljar, op. cit., p. 74.

(126) 2 Burr. 1005, 1009. なお本稿第1部(香川大学経済論叢第40巻3・4号)109頁—110頁参照。

(127) (1797) 7T. R. 269; 2 Esp. 546; 2 Sm. L. C. 386, cited by Stoljar, op. cit., p. 75,

づいてPから売買代金を取得した。Pは領収証を受取ったがそれを失ってしまい、しかも支払の証拠は他に何もなかった。そして再び支払わされた。後にPは領収証を見つけたので、二度目の支払金額の回復請求をしたが、敗訴した。裁判所の棄却理由は、要するに“res judicata”の原則に反するというものであった。<sup>(128)</sup>かくして裁判所は、DがPから金銭を取得するために法的手続を詐欺的に用いた場合にのみ、Pの救済を図るようになった。<sup>(129)</sup>

そして、判決手続が終了した後は再び問題にしえないという Marriot 事件の判決趣旨は、二つの面で拡大された。一つは、法的手続が単に開始された場合にも、後のPの請求を遮断する場合である。Hamlet v. Richardson<sup>(130)</sup>事件では、裁判所は、訴訟が開始されれば法的手続も開始するとしてPの回復請求を認めなかった。また Moore v. Fulham<sup>(131)</sup>事件では、裁判所は、Hamlet事件の趣旨は、Pが訴訟で防禦の機会がありながらそうせずに支払う方を選んだなら、前訴で主張し得た抗弁を後訴で主張することはできないとして、Pの請求を棄却した。もう一つの拡大は、法的手続が開始されたのではなく、単に開始すると威しただけでも遮断の効果を認める場合である。Sawyer and Vincent v. Window Brace Ltd.<sup>(132)</sup>事件で裁判所は、Marriot事件の棄却理由を踏襲した。

(128) Stoljar引用の(op. cit., pp. 75—76)Kenyon卿、Grose判事の意見など参照。Stoljarは、res judicataの原則を持出すのは一つの考え方ではあるが、偶発事については、すでに衡平法でも救済を与え始めていたのだから、コモンローでも理論的には救済を図ることはできた筈だとしている。

(129) 例えば、債権者Pが、貸金返還請求の際誤って債権額より少ない金額を請求し、債務者Dはそれを知っているながら請求額だけ支払い、法的手続が行なわれたから残額を返還しないと主張するような場合である。Cited by Stoljar, op. cit., p. 76, see also, note(28).

(130) (1833) 9 Bing. 644. これは、令状が発せられた後でPが債権者Dに金銭を支払ったものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 77.

(131) (1895) 1 Q. B. 399. 事実の概要は次のようである。Dが、隣接地所有者 (frontager) が支払義務を負っている道路改良費の負担額を、Pから取立てようとして召喚状を發した。Pは、召喚状受領前に負担金額を支払った。後に、Pは隣接地所有者ではないことが分ったので、Pが支払った金銭の回復請求をしたものである。Cited by Stoljar, op. cit., p. 77.

(132) (1943) 1 K. B. 32. 事実の概要は次のようである。1940年に法律が不動産権を廃止し、1941年には、地代を分担しうることを認めたので、賃借人Dが、貸借人Pに地代のうちPが分担すべき額を償還するよう請求し、懈怠すれば法的手続を開始すると威した。Pが支払った後1942年に、1941年法は遡及効がないという判決が出た。結局Pは不必

Stoljarは次のように批判している。このような拡大は、法的手続による強制と争の協定に伴う強制との間に差異ばかりでなく混乱も生じさせた。何故なら、後者については、強制の要素があると支払者の救済を認めたいいくつかの判例があるが、前者について拡大された結果はそれと相容れないからである。また少なくともはっきりしていることは、そもそも訴訟が開始されていなかったら、或は提起すると威されていなかったら、誰も弁済や争の協定をしなかったであろうということである。それなのに単なる手続の開始や威しにも拘束されるとすると、支払者が争の協定によって不本意に支払った場合にも、強制を理由とする救済が阻止されることになりかねないからであると。(未完)

---

要な金銭を支払ったことになったが、回復請求は認められなかった。Cited by Stoljar, *op. cit.*, p. 78.

(133) Stoljar. *op. cit.*, pp. 78—79.